

平成 20 年 度 第 4 回

八王子市スポーツ振興審議会
新体育館基本方針・基本計画に関する小委員会
会議録

日 時 平成 20 年 5 月 28 日 (水) 午後 7 時
場 所 八王子市役所議会棟 第 5 委員会室

第4回スポーツ振興審議会

新体育館基本方針・基本計画に関する小委員会日程

- 1 日 時 平成20年5月28日(水)午後7時
- 2 場 所 八王子市役所議会棟 第5委員会室
- 3 議 題
1. 新しい体育館の規模の設定について
 2. その他

八王子市スポーツ振興審議会委員

市内スポーツ関係	長 田 正 美
	澤 本 則 男
	西 澤 敬 司
	丸 山 正
学 識 経 験	和 田 喜久夫
公 募	川 井 昂

【午後7時00分開会】

澤本委員長 定刻となりましたので、ただいまから第4回新体育館整備基本方針・基本計画策定に関する小委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は6名です。浪越委員、野口委員、鴨川委員からの欠席の連絡がありました。出席委員数が過半数に達しておりますので、本会議は有効に成立しております。

今回は、委員各位に事務局案をお持ち帰りいただき、検討していただくこととなっております。早速、各委員の御意見をお聞きしたいところですが、新たな資料が提出されておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、こちらの方から新たな資料につきまして説明させていただきます。

まず、前回、今の体育館が改修できないものかということで、一つのたたき台をお示したところでございますが、その後、いろいろ調査をいたしました。その結果、一番上の紙をごらんいただきたいのですが、建築基準法の縛りがございまして、あの体育館ができた後、建築基準法が変わりました。その法改正の関係で、今の体育館の床面積をふやすような改修はできないことになっております。したがって、第5競技場に屋根をかぶせて広い部屋がつかれないかということ、この間、たたき台でお示したのですが、これについては非常に難しいということが確認できました。

それから、もう一つ、中庭に屋根をかぶせることでレクホールを拡大できないかということもたたき台としてお示したのですが、これも中庭に屋根をかぶせることで面積が広がってまいりますので、これもかなり難しい、その2点が確認されております。

それから、もう一つ、じゃあ、どういうふうになら改修ができるのかということでございますが、建物の主要構造部、主要な強度を持たせる部分ですね、ですので、屋根とか柱、あるいは建物を支えている壁、単に仕切っているような、力がかかっていない壁は手を入れても大丈夫なのですが、主要な壁を抜いたりすることはできない。ただ、耐震補強ですとか、あるいは壁をふやす、仕切りをふやすというようなことは可能であると。それは確認してございます。ただ、それはいずれにいたしましても、法が変わっておりますので、どういう手を入れるにしても、必ず建築審査会の方の許可を得なければならないということになっております。

そうした縛りの中で、では、どういうことならできるのかというのがその2番に書いてございます可能な対応ということで、図面の方を1番大きな図面、一番下の図面を見ていただきたいのですが、まず一番下の部分、主競技場と同じレベルの部分ですけれども、ここについては第2競技場、第3競技場、第4競技場、これはもともと支えがない部屋で、全部がぶち抜きにできる部屋になってございますので、ここをまとめて一つの部屋にする、これは可能でございます。そういう形に改造するとどうなるかといいますと、その図面に書いてあるように、664平米の多目的室をとることが可能であると。

それから、その右隣なのですが、休憩室、体力測定室、トイレ等がございます。ここについては第2競技場との境の壁、これは館を支えている可能性が非常に高いので、この壁を抜くことはちょっと難しいのではないかと考えられます。ただ、その中の仕切りの壁につきましては、

これについては抜ける可能性が残されてございます。それについては、これからまた建築関係の所管と一緒に協議を進めてまいりたい。ここは一つ可能性だけは残されているということでございます。もしそのとおりになるとすれば、そこは132平米の部屋が一つつくることができると。ただ、これは今後調査が必要ということです。

それで、一つ上の階に戻っていただきまして、レクリエーションホールがあるところがどうかということなのですが、レクリエーションホールの方の壁も抜けるところと抜けないところ、これもはっきり断定はできないのですが、今の第2会議室と第3会議室は、今そもそも抜いて使ってございますので、ここは合わせて121平米、これはとれます。ただ、その第1会議室と第2会議室の間ですね、ここの壁については力がかかっている可能性がございますので、この壁はちょっと抜けないのではないかなと考えております。その隣の応接室、それから厨房、あと喫茶室ですね。ここの壁につきましては、二つあるわけですが、応接室をサンドイッチする形の壁が2本入ってございますが、これはどちらかは抜ける可能性がある。ただ、今のところそれは断定できませんので、今はとりあえず両方の壁を抜かない形でお示ししてございます。その場合に、会議室をすべてレクリエーション室にということで用途を変更する、レクリエーション関係の方々に使っていただけるような感じにして、かわりに、じゃあ、会議室がなくなるではないかということで、そこを自販機コーナーの方に持っていき、自販機コーナーを応接室に持っていったらどうかというのがここに示した案でございます。これにつきましては、今、壁が抜ける抜けない部分を全部抜けないと仮定してお話ししてございますので、建築基準法に触れることはありません。これはかなりのといえますが、まずできるであろうと推測されるたたき台でございます。

小さい方の2枚目の紙をごらんいただきたいのですが、これにつきましては、一番下の大きな紙ですね、B1階と書いてある紙ですが、第2、第3、第4競技場、それから先ほど壁が抜ける可能性があるという御説明いたしました指導員室とか、トイレとか、そういった部分をそこだけを抜き書きしたものでございます。ですので、一番上が現状ということで、左から第4競技場が202平米、第3競技場が198平米、第2競技場が264平米、それからもしできるとすれば、指導員室等が132平米と、こういう四つの部屋ができていますよという形でございます。

その下の、ここのところは、では、この四つの部屋をどういうふうに使うことが可能かという例を1から5番まで示してございますが、1番目は、第2競技場を二つに分割して、小規模団体用の部屋をたくさん設けるということでございます。ですので、第4競技場と第3競技場は今のまま、それで第2競技場に小さい部屋を設けることで132平米という部屋を三つ使える。こうなれば小さい団体がたくさん入ってきても用途に耐えるであろうと。そういうことございまして、あと、ごめんなさい、一番肝心なことを説明申し上げ忘れてございましたが、この灰色に網かけのようにになっている新競技場と書いてある部分以外は、すべて壁を自由にできます。ですので、一番右の部屋はこの132平米で固定ですが、左側については壁を自由に移動できます。ですから、これはこういう使い方もできるという例示でございまして、壁は可

動式です。それで、その可動式の壁を動かすことでどうなるかという一つの例が、今申し上げましたとおり、小規模団体が多数予約が入った場合にはこういう使い方ができる。

それから2番目は、ちょっと大きな団体が入ったときにどうするかという例でございます、202平米、第4競技場はそのまま、第3競技場を第2競技場の半分と使う、一緒にすることで330平米の部屋がとれます。さらにその右二つに小さい部屋二つと。

それから三つ目の例は、第2競技場と第3競技場をつなげた形です。第4競技場202平米のほかに、462平米の多目的室、それからあと小さな132平米の多目的室という使い方。

それから4番目は、すべてをつなげた、そう仮定した場合にすべてをつなげると664平米の多目的室があらわれると。それで、小さい団体用の部屋も一つできる。

それからもう一つ、最後に5番目は、これはすべてを等分に割ったらどうなるかという例でございます。等分に割ると221平米の部屋が三つできると。それから132平米の部屋が一つと、そういう形でございます。

こういった形で一応、そういう改修をした中で、132平方メートルから664平方メートルの多目的室が今の第2、第3、第4競技場のところにあらわれますという一つの改修例でございます。

それからあとまた、上の階、大きい図面の1階の方を見ていただきたい。こちらちょっと例は示してございませんが、レク室、と左から書かせていただきましたが、今のレクリエーションホールが155平米、それからレク室のは、分割もできますので、今、第2、第3会議室をつなげた形ですと121平米、これをまるで半分にできますので60平米、60平米という部屋が可能です。さらに今の第1会議室は60平米と。そういうことでレクリエーション系の団体につきましても小さな部屋は三つ用意できるという形です。

そうした中で、こういうことは改造ができる形をお示しいたしましたので、この形を踏まえた中で、それでも新しい体育館の方に、ここの一番下、先ほど説明したとおり、664平米の部屋もとれますので、そうした中で新しい体育館にどれだけの多目的室が必要なのか、その多目的室にはどういう機能を持たせるのか、あるいはもっと小さい部屋が必要なのか、そういったような議論をしていただければと考えております。以上でございます。

澤本委員長 事務局の説明が終わりました。

それでは、ただいまの説明を踏まえて、各委員のお考え、御意見をお願いいたします。

前回、たしか館長さんの方から、この前の資料についてはしっかり検討していないので、たたき台という程度で見てくださいという話だったのですが、きょうの説明を聞きますと、建築基準法にひっかからなくてこのようなスペースができると、こういうことですね。

事務局 はい。

澤本委員長 それで、前から話しているように、新しい体育館をつくるに当たって、既存する体育館も頭に入れながら意見を出してくださいということだったんですが、既存する体育館が耐震補強やリニューアルをした場合には、それがしっかり決まっていなくて話にならないということだったんですが、きょうは十分に資料が出ていますので、これを踏まえて皆さんの意見

をと、こういうことですね。

事務局 先ほど事務局からの説明があったとおり、建築基準法上はこういうことができるという一つの案でございます。それで、この中身については、恐らく審査会とか、もしくは建築課の方の確認行為で、恐らくできるだろうという推定のもとの資料でございますので、それだけはちょっと御了承の上で。恐らくという話でございますので。

澤本委員長 役所ですから、パーフェクトでないで「うん」とは言わないでしょうけれど、それに近くなったというふうに判断していいですね。

事務局 そうです。

澤本委員長 ちょっと聞きたいんですが、先ほど中庭のところがなんとなく奥歯に何か挟まったような言い方なんですが、これは絶対にだめなんですか。中庭のところ随分むだなスペースがあって、これを何とかしてもらいたいということで、前回ではたしかここも含めての企画だったんですが、これはこちらの文章によりますと手を加えることができない、難しいと書いてあるんですけど、絶対にできないんですか、これ。

事務局 こちらの部分については、中庭ですので、当然、屋根をかけなくては使えないという部屋になってしまいますね。そうしますと、先ほどこちらに説明してあるとおり、屋根をつけることは基本的にはできないという形になっていきますので、こちらの中庭についてはこのままという形になるかと思えます。

澤本委員長 その確率が高いという。

事務局 というか、確率というか、恐らくですけど無理だと思います。

あとすみません、補足でもう1点いいですか。実は先ほど、私、自分の職場に戻りまして、今、1階の部分のレク室、こちらに今、 、 、 という形で載っておりまして、自販機コーナー、この中に と の間に壁がついております。それから、レク室 と自販機の間にも壁があります。それで、自販機と会議室の間にも壁があります。どの程度の壁かなと思って、ちょっと私なりに見てきたんですが、まず自販機と会議室の間の壁、これは明らかなコンクリートです。ですからこれはまず壊すことはできません。

澤本委員長 このままと。

事務局 はい。ですから、まずこの自販機と会議室と書いてある間の壁は、これはまず不可能だと思います、取っ払うのは。

それと、可能性がもしあるならば、レク室 とレク室 の間の壁、それからレク室 と自販機の間壁、これはたたいてみますと、木みたいな感じですね。要するに、ベニヤを少し張ったような感じ。ただ、それもよく見なくてはわからないのです。なぜかと言うと、ベニヤを張って中にコンクリートを張るということもあるかもしれませんが、ただ、先ほど言ったような明らかなコンクリートじゃないんですよ。たたいた感じで全然違います。そう考えると、ここもひょっとしたら可能性があるかもしれないんですが、これはちょっと調査してみなくてはわからないので、すぐには、今はちょっと結論は出ません。

澤本委員長 ということを、こちらの今の現在の体育館のリニューアルの、ほぼ大丈夫だろう

ということを踏まえて、新しい案を出していただきたいのです、皆さんに。それは前の資料にも出ていると思うんですが、私の方から一つ事務局に質問があるんですが、体育協会からはプールの要望があったと思うんですが、これは絶対にプールというのは可能性がないのでしょうか。

事務局 絶対ということはございませんけれども、ただ、経費の関係とか、もろもろを考えますと難しいかなと。多分つくるとすれば、今25メートルプールについては甲の原、あったかホール、すぐ近くの東浅川保健福祉センターにございます。そうしますと50メートルのプールということになってくるかなということになりますと、これは非常に経費もかかりますし、その後のランニングコスト、そういうものも考えますと、少し難しいんじゃないかというふうに判断しています。

澤本委員長 ちまたでは八王子、大八王子で50メートルプールが一つもないのかと。大学のプールを借りるので満足しているのかというような声も私の方にはちらほら入っているんですが、予算的に無理という答えですね。

事務局 市長とは具体的に、では、プールがどのぐらいかかるかということでの議論はしていませんけれども、今の段階では市長の方で私どもに話があったのは、全国規模の大会というのは、これはプールを除いた大会というふうに私ども理解しております。そういう中では、この時期に通常の体育館とあわせてプールを建設するということになると、やっぱり難しいと、経費的なことですね、当然。難しいというふうに判断します。

澤本委員長 それとも一つ、射撃場でライフル射撃連盟の方からも要望が出ていまして、空気銃の射撃場ということをや望しています。これは危険性があるので大体地下につくられているところがあるんですが、要望書の資料の中に関西のどこか、大学か何かの射撃場が出ていますけど、今、クレーとかライフルというのは場所がなく、都民大会とか、市町村大会でも大分苦労してまして、会場が成田まで行くか、埼玉まで行かないと都内にはもう皆無なんですね。クレーについてはちょっと難しいとは思いますが、空気銃の射撃場というのがあると、多分、八王子の人口から言ってそんなに多くはないと思いますが、これが東京じゅうにニュースになりますと、市の外から外貨獲得というか、よそからたくさん利用する人が出てくるかもしれないんですが、それについてはどんなふうに考えておりますか。

事務局 まずライフル射撃の方でございますが、提出された要望書の中では、50メートル、それから10メートル、その射撃場ということで要望が出されております。そうした中で、ライフルということで、もう完全にコンクリートで全部トンネルのような状況で射撃を行うわけなんですけれども、それがとれないかということで、ちょっとこちらでも考えはいたしました。ただ、そういう形のもので、地下はどうかと、そのB1階という市民体育館の図面がございまして、ここにどうかなというのを最初考えたんですが、ちょっと50メートルというのがとれないという形。それから地下なので、新たにそういうものをつくるのが難しいと。それと、じゃあ、新しい体育館にどうかということなんですけど、新しい体育館の方でも、地下でもあれば別なんですけど、ちょっと今、上の方に部屋を持ち上げてございますので、トンネルのよ

うなそういうものをつくれるかどうかというのは、ちょっとこちら、事務局サイドでは今のところ答えが出せない状況でございます。

澤本委員長　あと何か皆さん、私あまりしゃべっているといけないので、どうぞ皆さん、どうですか。

委員　本日、示された案の中で、現在の体育館の方の2、3、4が一つの大きな664平米というところになったとすると、そうするとA4版の先ほど現状と1番から5番までの図とあわせていくと、可動式の仕切りができるのであれば、問題は柔道場、または多目的というところをとるかとらないかだと思うんですよ。これをもしとるとすると、柔道場が確保できて、そのかわり多目的ホールが小さくなる。もしここを664の多目的ホールができれば、前回まで御要望があったダンスの方等の御要望にも十分答えられるようになるので、新体育館の方に今度、大きな多目的ホールではなくて武道場をつくるというふうになるのではないかと思います。

だから、ここをまず、今の体育館の660をとるのか、ここの柔道場をそのまま残すのかによって変わってくるのではないかなと思います。

澤本委員長　本来ここは競技場なので、ダンス等が該当するようには私は考えられないと思います。これは上にあるレク室とか、こちらがダンス等が使うような、そのために広くとれているというふうに私は解釈していますし、それといろいろ経緯がありまして、この柔道場に関してはもう少し柔道連盟の意見とか、柔道愛好者の意見もしっかり聞かないと、簡単にそういうふうに分けられる問題ではないです。

余り細かくそこまでいなくて、この間の話では、こういうのをつくっていただければ向こうが少し軽減するんじゃないとか、同じようなものが二つできなくてもいいということだったんですが、最終的な結論の中では広さを確保しておいて、区分けをすれば、もしもこの間の案のときにこういう案が出ないとしても、現状のままで向こうは区分けできるし、こちらがこういうふうに区分けしてできても、向こう側がそういう同じ型、これと同じような形をつくってもいいんじゃないですか。柔道場に固執しないで、全体的に三つの664に近いようなものが向こうにできても別に問題はないんじゃないですか。どちらかに柔道がいくとか、二つできるとか、二つ必要があるかどうかわかりませんが、どちらかによるとかということは、その後の問題で、総体的にこれは多目的な柔道場というよりも多目的室というふうに、最初の話ではなっているはずなんです。武道場ということではなくて、何とか場ではなくて、全部多目的室なので、ただ問題は畳をどうするかという問題だけだったんです。今その話なんです。

委員　畳の常設したところをつくるという前提で、私はお話をしました。

委員　この前、私は前々回の会を知らずに、この建設委員会は新しい体育館だけ考えればいいじゃないかという発言したんですが、そうじゃない、今の既成のものを改装していくんだというお話だった。そうしたら、事務局の方で改装の予算もまだしっかりしていないというお話で、改修のめどが立たないのにそれを話していくのもどうかなという気がするわけで、私、今、せっかく新しい体育館をつくるんですから、こっちに移す、うちをつくったと。お風呂は向こう

にあるからいいじゃないかというんじゃないしに、やっぱり最低限必要なものは僕はつくるべきだと思うので、今お話しにあるように、武道場はやはり畳をいつも出して敷くというんじゃないしに、やっぱり武道場はどこかに一つあるべきだというふうに思うわけで、あとはできるだけ多くの多目的ホールと。

ですから、古い方にあるから新しい方がいいんじゃないかというのではなしに、何とかできる限り、新しい方にも最低限の体育館としての施設があった方がいいという気がするんですけども、いかがでしょうか。そういう考えは甘いでしょうか。

澤本委員長 問題として、利用度数だと思うのですね。どのくらい利用するかというのが問題で、二つあって十分に稼働するかどうかという問題で、その必要性があるかどうかもう少し検討していかないと、今ある柔道場をそのままある程度五つのプランの中に一つ入れて、向こうにもう一つ柔道場というのはちょっときついような気がしますけど。それは考え方ですから、今の委員のような考え方でよろしいとは思いますが。

委員 今の話が出ている、畳の要するに武道場というのは、確かに上げたりすることはできるんだけど、実際はすごい大変ですから、やはり固定の場所が必要だと思うんですよ。今、委員長がおっしゃるように、それがずっと効率よく使われていれば、それは2カ所あってもいい。でも、できるだけ多目的にしたいというのは、あいているときはほかでも使えるようにしたいということだと思うんですね。だから、私は畳の敷きっぱなしの場所というのは、どちらかに1カ所おいておいて、あとは多目的にあいているときはほかの競技も使えるようにしておいた方が、やっぱり例えば武道場という名前をつけられちゃうと、そうするともう武道以外はだめだとなっちゃうし。

委員 たとえ剣道場であっても、フロアでもあっても、何かそこに靴で入るとまずいような。

委員 だから、できるだけ効率よく使えるようにしていただくことがよしいんじゃないかと思うんで、ただ、畳だけは一々上げたり敷いたりするのは、物すごく大変なんですよ。

委員 八王子としては、どこかの体育館にちゃんとした武道場としての畳を敷いた常設の柔道場を確保すると。

委員 畳の分だけね。武道は柔道だけじゃないですけども、畳のところだけは1カ所固定の方がいいのかなというふうに私は思っているんです。それは、今の体育館にするか、新にするかというのはこれから検討すればいいわけですから。

委員 畳の柔道場でもほかの武道が使える武道もありますよね、畳であってもね。

委員 畳でできるものは当然いいんですけどね。

澤本委員長 今言った、新しくどこかまたもう一つつくるんじゃないくて、今ある体育館に畳の部屋をつくるか、それから、これからできる体育館に新しく畳の部屋をつくるか。柔道連盟とすれば両方つくりたいだろうし、柔道愛好家はそうだろうけど、そうばかりは言っていられないので、その辺もよく研究をして、今急に早急にこちらにおいたらとかということではなくて、とりあえず、このプランでは現状五つのプランが出ていますが、これは一応おいておいて、ここで柔道場を決めてしまう方がいいのかどうか。この今の台町のところに入れるということに

なってしまいますと、向こう側の方へつくるかつくらないかとなると当然つくらなくなっちゃうんで、その辺も、柔道を盛んにするためにはどうしたらいいかということも考えなくてはならないんですよ。

柔道なんかは私が言っているように、子どもをある程度定期的に来させたり、それからお母さんが送り迎えをしたり、塾のバランスとかを考えると、あまりいじらない方が私的にはいいんじゃないかと。ですから、今ある体育館のままにして、新しい方にもっと違った広い多目的のものをつくった方がよしいんじゃないかと、私は武道の方とすれば、柔道とは話をしていませんけれども、私は違う競技ですが、やっぱりそんなふうに考えています。

この競技場についても市民なんだからどこでも使えるといたら、それまでになっちゃうので、これとこの審議と一緒にあわせていただきたいのは、役所側がある程度方向づけていただいて、俺は市民なんだからどこでも使えるんだと行って行ってしまったんじゃ、この話は全然話にならないわけですよ。レク室で使うようなものが競技場に来てしまったり、競技場を使うようなものがレク室に来ちゃうと、これは交通整理ができないもので、一定の交通整理があるということを前提に、この考え方でいかないとうまくいかないんじゃないですかね。せっかくつくっても、役所側がこことここで使うだろうという想定だけされたんじゃ、市民はどこでも使える権利があるという来ちゃうと、極端な話ですが、主競技場に50人ぐらいだつて、俺は申請するというのはできるわけですから。規制がなければ。

例えば逆に、この第4競技場に俺はたくさん入れたいんだと行って、ごちゃごちゃに入れて、危険を感じるほど入れてしまっても、俺が使いたいと思えば、とめられないのでは困るわけで、極端な話。やっぱり方向づけるということを前提に、この話をしていただきたいと思うんですけど。

委員 それは基本的に機能分割をしていくということだから、当然そういう考え方で進めなければいけないと思うんですよ。要するに、新しい体育館にしかない機能と、それから地域性というか、新しい体育館にも今までの体育館にも同じ機能がある部分、その同じ機能のある部分は、言ってみれば一般市民が自由に使えるところというふうに考えればいいんじゃないですか。例えば新しい体育館で言えば、まだ結論は出ていないけれども、多目的ホールとか、そういうものができたとすれば、そこは向こうにもこっちにもあるから、たくさん団体があつたら週おきに使ってもらおうとか、あるいは順位を何かで決めていくという、それはできないことはないと思う。管理者がその気になればできることだというふうに思いますので、大丈夫だと思うんですよ。ただ、少ない体育館ですから、地域性を考慮して同じ機能の部分が多少あつても、それはよしいんじゃないかと思えますけれども。

澤本委員長 私の方から、委員にお聞きしたいんですけども、ダンスの連盟がありますよね。ダンスの連盟なんですから、一個体が固まって連盟ですよ。連盟まとまって一緒にいつも稽古するというじゃないわけですね。

委員 ではないですね。

澤本委員長 ですから、そんなにいつもいつもでかいところを毎回使っているということでも

ないわけでしょう。たまにはそうだろうけれども。

委員 だから年に1回とか、そういうことだと思っんです。あとは小さなホールで。

澤本委員長 クラブ同士が固まって連盟ですよ。

委員 そう。だから、通常はクラブが使っている。だから、そういうクラブが使える部分は両方にあってもいいだろうと、小さいところは。大きなところは年に1回大会があるとかということだろうと思っんです。それはだから、例えば第2アリーナとか、そういうところが使えるようになればよろしいんじゃないかと。

澤本委員長 そうですね。それとか、主競技場の方ね、こっちを使うとか。要するに、会場が三つ大きなのでできるわけだから、今までよりも3倍使えるわけですね、広いところが。そういう意味では、大会その他行事はいいと思っんですが、日ごろの練習を何百人でやるということはないですね。

委員 ないです。それはもう本当に30人とか、そういう感じですよ。

委員 私の母も競技ダンスをやっていたんですけど、シューズを体育館が許可しているのかどうかというのが、ちょっとよくわからないのですけれども。

事務局 体育館の利用は、基本的には上履きが必要になります。シューズというのは、要するにダンスのためのシューズということですよ。

委員 レク室は使っていますけれども、主競技場は使えないですよ。

事務局 昔は確かに床を傷つけるという、そういう危険があったと聞いております。ただ、今は靴の方は改良されておりますので、そういう危険のない靴、それが主流になっていると、そういうふう聞いております。

委員 運動靴じゃなきゃだめなんですよ。

事務局 基本的にはやはり運動靴が好ましいですが、今言ったように改善されたい靴もあり、タップダンス用の靴やピンヒールの靴といった床を傷つけるものでなければ許可しております。

澤本委員長 角度を変えて、今のある体育館は団体に比較的使えるようにすると。これからできる体育館は大会とか、個人貸し出しとかということに区分けするように考えていいんですか。

要するに、今、委員が言ったように、地域体育館性ということですね。

委員 例えば、レクホールを分割できるなら、小さいようにできるとしたらそういうところは地域体育館に向こう側の人が見えるようにすればいいし、それができなければ、それはこっちの体育館というふうになると思っんです。

澤本委員長 その辺、事務局どうですか。

事務局 最終的には皆様方の御意見ということになるんですが、たたき台をお示した段階では、新しい体育館は駅に近いという特性がございますので、個人利用がしやすいであろうと。それから、箱が二つございますので、片方個人利用、片方団体利用と、そういったような使い方も可能となります。

です。たたき台の段階でございますが、新しい体育館は個人利用を主流に、こちらの今

図面をお示ししてある古い方の体育館、これについては団体貸しを主流に、さらに真ん中にある第2アリーナですね、こちらにつきましては、今まで皆さん方の御意見を伺った中で対応を考えておりますので、こちらについては個人利用、団体利用、そのどちらも使えるような形、そういう形に住み分けられようまいこと回すのかなと考えております。

澤本委員長 基本的な考え方を踏まえて進んでいかないと、話がまとまらないんですが、今の考え方でよろしいんですか、皆さん。

委員 個人利用というのがよくわからないんだけど。

事務局 個人利用というのは、今体育館で行っております一般開放をイメージしていただければと思います。自主事業ですとか、入館料をお支払いいただいて、それでだれでもそのときにくれば、そのときにやっている事業に参加できると。団体利用と私が申し上げたのは、面貸しです。

澤本委員長 ちょっと心配なのは民営化したときに、個人利用という面が会社の特性が出てきて、種目が限られるとかという可能性はありますよね、直営の場合と民営の場合がありますから。その辺はどんなふう。今後できる体育館は直営なのか民営なのかわかりませんが、その辺も考えながら、つくる段階で基本的にそういうことを考えながらつくっているわけですから、その後の経営はどうなるのか、少し考えていかないと。

事務局 経営形態は幾つか今想定できるのは、皆さん御存じのとおり、PFIとか指定管理者とか、残るのは直営ということになるわけですがけれども、いずれの方法にしましても、これはランニングコスト、そういうものを効率的に考えていかないといけないということになりますので、難しいのですけれども、直営でやるにしても、PFIでやるにしても、その効率性というものは前提に体育館の管理運営をしていくということになると思います。

澤本委員長 ということ踏まえて、前の資料をきょう、お持ちですよ。検討課題、これは宿題になっていて、これをきょう審議するということですね。それに対して、この間ちょっと悪い言葉であやふやだったんですが、比較的先が見えてきたこの体育館がありますから、これと踏まえて先ほど言っているように、しつこいようですが、踏まえてこの台町のリニューアルの方に余り時間をかけないで、こういうのを頭に入れながら、あくまでも新しい方の体育館に話を持っていきたいんですが。主流はこちらの話なので、これは参考材料です。

委員 いいですか、新しい体育館の方ね。

1案、2案が示されていたんですが、要するにアリーナを2階に上げて、第1アリーナと第2アリーナが同じフロアにあるというのは、確かに非常にいいと思うんですね。ただ、技術的な問題として、2階に物を持ち上げることができるのかどうかというのが、いわゆる一般のエレベーターのレベルでできれば、それは大丈夫だと思うんですが、東京体育館は地下にあるんですけど、裏からちゃんとそのまま入れるようになっているんです。だから、そういうところがもしあって、そういうのをちょっと情報がわかる方がいたらちょっと教えていただきたい。2階でもいいよという。

事務局 その点につきましては、コンサルの方に確認をいたしまして、たまたまあそこは傾斜

地でございます。北に向かって上ってございますので、まだ断定はできませんが、傾斜を利用した形で車が横づけできるようなことができないかと研究をしているところでございます。

委員 実際にはフロアが高い体育館があるところはあります。そこなんかは、やっぱりスロープをつけています。搬入口をつけているところはあります。

委員 いずれにしろ、そうしないとだめなんだ。

委員 一般貸しをして、団体が使用して、そこがイベントをうつので機材を運ぶとなれば、例えば鉄骨を組むとか、そういう場合にはやはり車、トラックを横づけにどんとできるような形でないと無理だと思います。エレベーターで上げるというのはちょっと。

委員 でも地形上できるとすれば、確かに2階にそろえた方がいいですよ。

委員 それが理想じゃないですか、やはり。

澤本委員長 課題の中にイベント時の機材搬入ということがあったんですが、今、研究中ということで承知しておいて、なおかつ研究してください。

それと、図面が二つありましたが、ここを見て何か検討するところはあるかということだったんですが、この間の話では駐車場は多い方がいいということで、Bの1Fの方の話だった。この辺は事務局、あれから進展していますか。

事務局 そちらの方、都条例の方に規定がございまして、その体育館の建築面積を1万5,000平米程度と仮定した場合に、72台が条例上の必要台数ということですよ。

澤本委員長 そしてBの1Fのこの図面で、出入口についてと、私もちょっと話し合いをしたんですが、この駅の方からも入れるようにすることはできないかと。要するに、駐車場の方から入り口が出ているんですが、もう一つこのホールなんですから、駅の方からも入れるような形で、逆に言えば有事の際には分散して早く逃げるには、たくさん出口があった方がいい。それから入るときも、大きな大会は込み合いますから、二つにした方がいいんじゃないかというような、私の方ではそんな話が出ていますけど、この辺、事務局、いかがですか。

事務局 出入り口というのは駐車場ということではなくて、人の出入り口ということによろしいですか。

澤本委員長 はい。

事務局 人の出入り口につきましては、一番北側に出っ張っている部分、そこに階段が一つございます。それから、ホールがこれが図面では一応、どちらからでも出入りできるようにすることは可能だと考えております。

澤本委員長 この絵ですと、広場の方が黒い矢印がついていて、これから人が入ることですよ。上にある階段のところも矢印になっていますけど、左から右の方へきていますけど、右から左の方へも入れるということですよ、ホールの右側の事務室の上のところ。

あと、図面を見て、委員の先生方、何かありますか。いいですかね、これで。

委員 前回も言ったように、どう見たってこのB案のこれが理想に近いと思います。ただ、先ほど来、搬入の方を今のでスロープをつくって解決するんじゃないかと思います。この検討課題の中で矢印から右にいったところで、やはりきょう、2番の諸室の配置についてということ

ろで、これを右にいくと多目的室の規模等というところで、トレーニングルーム、トレーニング室を含んで900平米程度というスペースになっていますから、どうしても畳の常設をつくるかつくらないで全体がうんと変わるということだと思っんですが、それをここで話し合う必要はないですか。

澤本委員長　もう少し時間をいただいて、競技団体と柔道愛好者の意見も聞かないといけないかと思っんですけど。

委員　畳を使わないということなら、もう簡単なんですよ。そこだけはいずれにしる、固定しないと現実問題として、上げたり敷いたりするというのは大変なことだと思っんですよ。そういうところもあるようには聞いているんですけど、えらいことですから。1カ所はきちんとそういう場所があった方がいいし、今までのところでいいということなら、これはもう本当に簡単なんですけど。

澤本委員長　その辺もやっぱりいろいろ聞いてみないとわからないし、いろいろ諸事情があるので。諸事情というのは公の話ですから、お話ししますけど、消防署の裏に昔柔道場があったんですよ。そこを町会の会館にするので、いろいろ話し合いの結果、柔道とか少林寺は出ていってくれということで、柔道場を解体するという話になったんですね。そのときに体育館ができるからこっちに入ったらと、その条件があるんですよ、引っ越しのための。どこでもさっき言ったような、甲の原なら甲の原の、つくるときにはいろいろ諸事情があるわけですよ。その辺も踏まえて話をしないと、話が違っじゃないかという話になっちゃうんですよ。そういう問題もクリアしていかないと。

委員　武道場、いろんな連盟から要望があるわけですから、それを踏まえて、既存の今の武道場を少しグレードアップして、おっしゃるように床にクッションを入れるとか、正式な試合ができるとか、いろんな要求を満たして、それで柔道連盟もいいということになれば、そこへやっていただければ、新しい方はもっと伸び伸びと柔道場にこだわらずにできることはありますよね。どうしても今のところを改修じゃ嫌だということになれば、新しいのになりますけども、しかし今のところをもっと改修して、新築と同じレベルにしますよと。

委員　広さは問題ないんですか。

澤本委員長　要求だともう少し、事務局の方で資料が出ていますよね、たしか。もう少し大きなのが出ていますね。

事務局　300。

澤本委員長　それだけに対応するだけの競技人口があるかどうかというような問題もありますよね。

事務局　600から900平米。

委員　それは大きいね。

事務局　800平米なんて、大きさの要望もありますね。

澤本委員長　これは多分、ちょっと余分に言っておけば、少しは入るだろうというようなものだと思っんですけど。

委員　　すごい広いじゃないですか。

委員　　そうすると、ここは柔道の公式競技ですよ。

澤本委員長　　やっぱりこれがよければあちらが立たずで、やっぱり最大公約数的にもっていかないと、私は武道関係だからできれば柔道を押してやりたいんですけど、そうも言っていないので、自分の競技が一番だれでもかわいいわけで、自分のところを一番広くしてもらいたいというのは、これは人情なんですよ。やっぱりある程度、公平に冷静に見ていかないといけないと思いますけど。

　　一つ課題にしておいていただいて、よく研究してからもう1回ということでもいいんじゃないですか。そうすると、話はスムーズにいくわけですよ。今の話では、柔道場がどちらかに。例えば柔道場が今あるのは、要望どおりもう1回出してくれとって突っ張ってくるかもしれないし、いや、今のところはもう全然多目的にしてしまって、畳はいらないよと、新しいところつくってちょうだいという案が出るか、いいや、こちら側がもう少し、ちょっと気持ち広くしてくれればそれでいいよと。だから、向こうはもう多目的にやっちゃってくれよと、こういう話し合いもできると思うんですよ。これはちょっと私に任せていただきたいんですよ。

委員　　でも、一番大きなところだと思うので、もし委員長が任せるといふのであればお任せします。

澤本委員長　　責任重大じゃないですか。

委員　　いずれにしる、申しわけないけど1カ所にすると。

澤本委員長　　委員会の中ではどちらか選んでくれという形で。

委員　　両方というのはちょっと無理だと思うんです。

委員　　そのかわり常設すると。

委員　　大会は新しい体育館で開きたいんじゃないの、できたら。

澤本委員長　　大会はどこでもできるんですよ。畳を運べば、年に一遍だから。日ごろの練習をどうするか。

委員　　問題はそれなんですよ。

澤本委員長　　そんなにいないのにでかくつくってもしょうがないし、600はでか過ぎますよね。現在、体育館をのぞきに行ってもらえばわかりますけど、利用状況を見れば一目瞭然なんですよ。確かに柔道連盟はでかくて、大会をやると600人は下りませんから。大体ギャラリーを入れて2,000人ぐらい来ます。私たち空手もそうなんです。日ごろは私たちはいっぱいなんですけど、集めるとなると、ここではもう、多分向こうのメインアリーナでないと足りないぐらい集まります。でも、そういうときは年に一遍か二遍で、日ごろは分散して練習しているはずですから、柔道がどのぐらい理解力があるかというか、そのぐらい理解していただけるかという問題ですね、多分。

　　今言った、下のフロアが同じだったら全部使えるのが一番楽なんですよ。畳の問題があるんで、そこだけがどうしても委員が言われるように決め手になる場所ですね。

委員　　お任せします。

澤本委員長　だからと言って柔道優先に考えるような気持ちはありません。一応、立場的には、そういうふうには心得てはいます。

委員　それじゃあ、大体決まったから、あとは多目的の部分をどうするかということですね。

澤本委員長　そうですね。Bの1Fのところでちょっと説明をもう1回してください。

事務局　このBの1Fの図面でございますが、今のところ仮決めで事務室とか、会議室とか、シャワー室とかと右に並べてございますが、ここの面積が今仮決めなので、果たしてここに書いてある1,200平米の他に機械室を入れたときに、果たして900になるかという問題も一つ不確定要素としてあります。ただ、そのぐらいはほかの体育館の機械室の割合なんかから考えると、900平米ぐらいはとれるのではなからうかなと考えております。

それからあと、先ほどお示した古い方の体育館、もしあのままいくとすれば会議室が縮みますので、さて、ここ新しい体育館に会議室が一体何平米の会議室が必要なのかということ。今、この図面の中に入っている会議室につきましては、会議室1、2、3と書いてございますが、三つ合わせて大体300平米と。300平米を100平米ずつ分割してある図でございます。

それから、トレーニングルームを何平米にするか、それにもよってくるわけでございます。トレーニングルームが今ある体育館がたしか185だったと思う。ですから、それより若干大きくするか、あるいは前回委員さんが言われたように、トレーニングルームというのは市内全域で足りる面積があればいいのであって、この体育館に大きい面積は要らないであろうと、そういう御意見もございます。ただし、利用者が非常に多い施設でございますので、じゃあ、甲の原、それからサブ体、あと現在の体育館とこの新体育館、全部合わせて、じゃあ、何平米ぐらいならいいのかと、ちょっとかえってわかりづらくなっちゃうかもわかりませんが、そういった関係の中で、今考えているのは、とりあえずトレーニングルームを仮に300平米ぐらいにするとすれば、ここにとれる多目的室というのは600平米ぐらいになるのかなということでございます。以上です。

委員　トレーニング室というのはどういうトレーニング室を想定しておられるのか。いわゆるウエートトレーニングなんかの器材を常置するようなトレーニングルームなのか、エアロバイクの自転車をぐるぐると置くのか、あるいは何にもなしにして、違ういろいろな複合式のダンス系のトレーニングをやられるのか、いろんな意味があるので、トレーニングルームというのをどういうふうにご考えておられるか。

事務局　そこは何度も申し上げるようで申しわけないですけど、皆様方にお決めいただくことになるのですが、一つのヒントとしてですけれども、先ほどもちょっと申し上げましたが、ここが駅に近い、近くに商店もあるということをお考えますと、通勤通学、それから買い物、そういった方々に利用しやすい施設であろうと。そういうことを考えていきますと、余りハードな器械ではなくソフトな、買い物ということで女性の方が多いのかなと。そういった感じで考えていきますと、こちらの方がある程度ソフトな器械、今ある市民体育館の方がハードな器械というようなすみ分けもあるのかなとは考えております。

澤本委員長　今あるトレーニング室はどのぐらいでしたか、広さ。

事務局　１８５。

澤本委員長　かなり今度の方が大きい。

事務局　３００というのは決定ではございませんで、ただ一つには女性と男性という区分もあるのかなと。そこを割ると二つという考え方もできますので、トータルで３００ぐらいというのが、皆さんにお決めいただくのですが、そういう考え方もあるかなと。

澤本委員長　ちなみにトレーニング室というのは男女別にするものなのですか、それとも一緒にするものですか。

事務局　別にしなければならないというものではございません。ただ、最近、まち中で女性専用というようなものも見受けますので、どうしてもそういう格好をいたしますので、女性の方によっては、男の人と一緒にというのは嫌がるという方もいらっしゃるかとは思いますが。

委員　公的な施設、区や都はというところは分けているところはほとんどないと思います、現状では。今のはやりはガラス張りですよ。皆さんに見られながら刺激を受けて、一生懸命トレーニングをするという、例えば稲城なんかでもトレーニング室なんかは小さいですけども、ガラス張りです。外からも中からも全部見えるようなというのは、どちらかというとも多いです。大きさもそうなんですけど、格好いいと思われるようなものであれば分ける必要もないと思いますし、広さも本当にハードな器械さえ入れなければ、今いろんな調節機能がありますから、そんなに大きくする必要がないというふうに思います。

委員　確かにそうで、お勤め帰りの人が気楽に使えるような、そうすると本当に簡単な自転車こぎとか、簡単なトレッドミルとか、おっしゃるように、ＵＣＬなんかへ行くと、本当にもうガラス張りで、ヘッドホンをつけてがっとうっているわけで、それだとかいうのはなくして、これだけでも十分利用者はいると思います。あれを見ると、移動もできますし、行ったところではトレーニングルームからあふれて廊下にずっと並べてあったり、いろんな使い方をしているんで、廊下で使うのはどうかと思いますけれども、ごく簡単なもので私は多分多くの利用者があると思いますけれども。

澤本委員長　それ、私が言っているのは、大きさも考えていますし、ハードの部分を、今の体育館に、ソフトの方を向こうにという、この区分はいいんですか、皆さん。まず区分そのものは、今言った、余りお金のかさむようなすごい器械はここに置かないよということを言っているわけですよ。随分お金がかかるんですよ。両方には無理だろうから、どちらかにという考え方ですか、事務局。

事務局　トレーニング機器につきましては、今の体育館をごらんいただくとわかるんですが、非常に故障しやすいです。ですので、こちらで購入しようと決めてはいたしません。一つを選択肢として購入かリースかと選択肢がございます。とどろきアリーナなどは、あれはたしかリースだったと記憶しております。ですから、トレーニング機器はパソコンと同じで新しいものがどんどん出てきますので、そういった面も考えると故障、それから新しいものを入れられるということを見ると、リースも視野に入れた方がいいのかなと考えています。

澤本委員長　私はその前、週2回ばかり通っていますけれども、比較的トレーニング室というのは使っていますよね。利用者からすると、新しい器械にしてくれという、俺に言ってくれというのはよく通りがかりに言われていますから、今言ったように、新しい器械をリースで入れるのであれば、あそこに重いものを置いて、軽いソフトの分を向こうにする。そうすると、今度はレクリエーションルームとトレーニング室との大きさのバランスというのを考えたときに、これでいいのかどうかということをご皆さんに検討していただきたい。

トレーニング室は今最初の話ですと、男が150の女が150平米ぐらいというふうにご考えていたようですが、今の意見ですと、一緒にやった方がいいんじゃないかと。そうすると300必要があるのかどうか、必要かどうかということも、それによってレクリエーションルームの規模もまた変わってくるのではないかと思いますし、さっき言ったペインディングの柔道との関係が入ってきますから、その辺も踏まえながら、結論をきょう出さなくても、幾つか頭の中で絵を描きながら話をさせていただいて、きょう急激な結論は出さなくてもいいと思うんですが。

では、トレーニング室というのは男女一緒にいいということで、意見は一致ですよ。それで300の必要性があるかどうかということですね。要するに、レクリエーションルームにもこちらの今の体育館のバランスも考えての話ですから。

委員　多目的室はできるだけ広い方がいいと思うんですよ。そうしたら、そこでかなりできちゃうという、それは多目的だからいろんなことができる、武道もできるし、さっきのようにダンスもできるし、体操もできるしというふうに、できるだけの方がいいし。だから、トレーニングルームというのはつくと、大きさはともかく。これはそれぞれの体育館にあると。だからどっちかという、地域の方が今のように勤めの帰りによって健康づくりをして帰ると。本当はお風呂が何かあると、なおいんですけど。それで風呂浴びて帰るとというのが一番いいんだけど。

委員　風呂だけ入りに来ちゃうから。

委員　そこまではできないだろうから、とりあえずちょっといい汗をかいて、家に帰って家で風呂に入るとのことですから、同じ機能があつていいと思うんですよ。ただ、それを余り広くしてしまうと、確かにせつかく広い多目的室がとれるのに狭くなっちゃうというのと、もう一つ柔道場のことが解決しないと、それがまだはっきりしないと。

澤本委員長　このレクリエーションルームと書いてありますけど、今、委員が言うには、多目的室というふうに言っていますから、ネーミングもちょっと問題ですよ。このレクリエーションルームという、何となくお遊びという感じがしますけど。多目的と言った方が多目的なんで、遊びもあるし本格派も入れるしという意味で。そこをまた、今、台町の体育館にあるように、これも上手に仕切る形をとれば、これと同じことができるわけですよ。今、ある体育館、これからリニューアルするこの競技場の多目的室と、こちらの多目的室はできるということですよ。

それは深く考えなくても、ばらせるように区分けをすればいいわけでしょう。

委員　だから、固定するとしたら、今の柔道場と。これは要するに畳でないといけない競技というふうになりますから、それが入るか入らないかによって、そこは変わってくる。

澤本委員長　どちらにしても、トレーニング室とレクリエーションルームが何となく漠然と出ているので、これをこのぐらいがレクリエーションルームで、このぐらいが多目的室というふうに、ある程度までつくっていただければ、もし柔道がいても、その一画に畳を敷けばいいんであって、こちらの今の体育館のリニューアルする絵がありますよね、何となくこうなるんじゃないかなと、同じようなものをこのトレーニング室と多目的室みたいなところにうまく絵をかいてみて、柔道の意見も聞きながら、柔道はこのままでよければ、それはそのまま多目的室になるし、柔道がこっちに行きたいといえ、こちらを今度、多目的室に変えることができるわけでしょう。こっちはかなり具体的に進んできているけれど、これからできる体育館の本番の方がちょっとなんとなく、もやもやという感じなんで、この辺事務局で、ぐっと決めないで、比較的こんなふうなプランはいかがでしょうかというようなのは出せませんか。

事務局　そこまで今のところまだ決めつけてはいなかったわけで、これからまたいろいろ宿題をいただきました。その宿題に基づきまして、たたき台をつくらせていただきます。そのたたき台、何種類かつくろうと思いますので、その中でまた御意見をいただきながら、最終的にどういうものがいいのか、そういう結論を出していただきたいと考えております。

澤本委員長　今言ったレクリエーションルーム、多目的室と今、台町にある多目的室がありますよね。地下の方の、今現在、第2、第3、第4のことをそう言うわけですが、この中でも柔道の畳の問題が一つあります。

もう一つは卓球なんです、知る人は知ると思いますが、現在、体協傘下の卓球連盟と傘下ではない卓球協会の二つがあります。しかし、今の現状を聞いていますと、連盟か協会が使うんじゃないで、一般開放で使っているというのが現状なんです。私が見てくると閑古鳥が鳴いていまして、この間、私がちょっと見たときには2人ぐらいしかいなかったと。でも比較的50%ぐらいの使用率で、午前と午後についてはぱらぱらと来ると。午後はいていると。圧力団体みたいなのがいまして、どうしても体育館に卓球室をつくれと、閑古鳥が鳴いているのに言われたんじゃない、ちょっとこれはまずいんじゃないかと。ここは私たちが踏ん張って、このところは公平に利用率に応じた広さということをやるのが筋ではないかと思うんですが、いかがですか。

委員　大会のときは当然、今のアリーナを使うわけでしょう。だから、平日の練習にどのぐらい使われているかということでしょう。

澤本委員長　そうです。空手とか柔道とかダンスとかと同じで、大きいけど日ごろはパーツで練習しているということですよ。ですから、ここの卓球室の利用率は50%ということですよ。違いますか。

事務局　使用率と申しますと、一般開放ですから、それは100%という言い方を通常していますが、現実には中身をつぶさに確認するところ、おおむね52.1%、要するに、だからほぼ50%という数字が出ます。

澤本委員長　私、いつも話をしているんですよ。私もあそこを使っていますからわかりますけど、3カ月前に予定の紙を出すんですよ、入場予定人数というのを。それは幾らでも書けるわけですよ、3カ月前なんだから。一番私は毎回、スポーツ振興基本計画のときから言っているんですけど、武蔵野とかあちの市になりますと、職員がきちっと申告どおり使っているかどうかというのを点検に行っているというんですよ。例えばここをきょう50人といったら、ざっと見て50人来ているかどうかぐらいの検査をします。そして申告と現実が離れている場合には、警告をするなり、以後貸し出しをしないぐらいの強いプレッシャーをかけるらしいです。そうじゃないと、小さな団体がわざわざかく書いてやっている、私、体育館の審議委員をやったときも、これは違うのではないかと言ったんですよ。3カ月前の資料をもとに、利用度数何%なんていったって、実際使っているのを見ているのかと言ったんですけど、まさになんてなると、実際使っているのはどのぐらいかというのが決め手だと思うんですね。幾らでもペーパー上では書けるわけですから、できれば体育館の、これからそうしろとは言いませんけれども、この時期は職員の方は大変かもしれないですが、本当に申告してあるどおりに1カ月なり2カ月よく見ていただいて、過剰申告があるかどうかということで実態がつかめると思うんです。

この間、私がある人と柔道室を見に行ったら、真っ暗けだったんですね。隣の卓球場へ行ったら2人しかやっていないですね。片方に言わせると、片方は団体貸しですから、多分きょうは気分悪いからやりたくない、やらなくなってしまったのかもしれないけど、こっち方は個人利用ですから、親子であの広いところで卓球やっていましたから、これはむだだなというふうには思っていますけれども。だから、卓球にもそういう問題点があるということを基礎的に皆さんが承知だと思いますけど。

委員　そういう意味では、多目的室にできるだけすることによって、ほかの競技でも使えるとしないともったいないんですよ。

澤本委員長　それじゃあ、ほかの団体が使いたいときには広くしてあげれば使えるわけですから、だからさっき言ったように、名前も卓球室とか、何とか室と決めない方が可動式の仕切りをとればできますから。そうするとそんなに深くものを考えなくても、何となく仕切りの数だけ問題じゃないですか、どのぐらいの仕切りにするかということで、いつでもばらければ大きく使えるし、ですよ。

委員　最終的には委員長の柔道のところをちょっと、卓球もそうだけど、やっぱり常設の畳をつくるかつくらないかが、これはもうこの先その1点だと思いますよ。

澤本委員長　早急に柔道連盟呼んで、また畳を敷いて使用する連盟を呼んで、あと一般開放で使っていますが、ときどき護身術みたいなのをやっていますよね。杖か棒を持ってきて、何か五、六人で練習をしていますね。

委員　そうですね。そんなに頻繁には使っているような形跡はないですね。

委員　年に4回の体力測定、あそこを使っているぐらいですね。体力測定の日にはやはり、PR不足かもしれないんですけど、人数が少ないんですよ、体力測定に来る方たちも。それで、卓

球に来ている人とかに声をかけに行こうと思っても、やはりさっき言ったように、人が何人もいらっしやらないし、本当にちょっとむだなところですね。

委員 できるだけ多目的室ふうにしていただいて、そうしないと卓球場となったら、やっぱり卓球以外に使いにくいんです。だから、できるだけ。それはどうしても柔道場みたいに畳を敷かなきゃしょうがないということになったら、そこはできるだけ畳を必要な競技に使ってもらおう。そのかわり、1カ所にしてもらおうと。大会のときはアリーナにセティングすればいいわけですから。

委員 卓球場としないでも、今卓球台も折りたたんで可動式ですから、あいているところへそれを二、三台持ってきて、間にこのごろはネットでも屏風式的がありますから、ちょっとやればそれほど危険はないと思いますが。

澤本委員長 団体というのは、経験あると思いますけど、波がありますから、人がふえるときもあるし、減るときもあるんで、今、団体が柔道室を使ってないから今だめなんじゃないかと言ったって、またふえてくる場合もあるんで、それは一過性でぐつつかまえてもだめなんだよね。長いスパンで見えていかないといけないと思うんですよね。空手なんか、もうぎゅうぎゅうであふれちゃってどうしようもないなど。横がぶつかっちゃって、この間もけがしちゃったなんていうぐらいぎゅうぎゅうなんですよね。だから団体にもよりますし、それから、全体の年間の何年間の流れもありますから、一概に決めつけて、今すいているからこうじゃないかということも、ちょっと問題だし。

それから、特に武道なんかの場合は、4年後には文科省の方で中学の中に武道を取り入れるということですから、恐らく、そうなってくるとそういうものも熱が上がってくるでしょうし、教育委員会とも考えていて、教員を指導して、その教員が生徒を教えるというような、そういうような流れになりそうなんで、そういう部屋も必要ではないかとは思いますが。畳がないのに柔道を教えられないんで。学校によってはあるところとないところがあるわけですから、そういう場所に、要するに公の学校の施設のために、ないところのために市教員を呼んでそこで柔道を教えるということもあり得るんで、余り今少ないからどうという問題では4年、5年、先を見た場合には、そういうことも考えられる。

委員 実際に、柔道場を常設のをつくるとなれば、今のスペース以下ということは考えづらいですよ。やっぱりそれだけのスペースをとるということがありますので、それを。

澤本委員長 それはもうアピールして。

委員 よろしくをお願いします。そこからすんとスムーズにいくんじゃないですか。

澤本委員長 それからちょっと聞き損なったんですけど、この何か目新しい書類ばかり見ちゃうんですけど、これは冷暖房完備なんですか。

委員 それは我々が決めるんですか。

澤本委員長 いや、設計上。

事務局 新しい方ですか。

澤本委員長 新しく今日、出された資料の中で、枠がレク室と多目的室というのは、これは何

か古いまま、第2、第3、第4をつぶしてありますけど、剣道場とか柔道場という名前でないにしても、これは多目的室のところは冷暖房つくんですか。

事務局 冷暖房については、一応つける方向で今、考えております。

澤本委員長 そうすると、比較的移住する確率が高いんで、こちらの方のスペースができれば、こちらに大きなのができる可能性はありますよね。よく説得をして、なるべくこちらでやるようには方向、私的には考えていますけれども。そうすれば、こっちのトレーニング室とここに書いてあるレクリエーションルームが多目的で、もっと広く使えるという可能性はあるわけですね。これは向こう側の要望もありますから、勝手にああだこうだ言うのと、ただだれかいろいろ言ってくるから、齟齬のないようにうまく話はつけたいとは思っていますけど、余り自信満々で言っちゃって、俺は両方二つ欲しいなんて言われちゃったらちょっと困っちゃうんですけど、高所大所から見た場合に、そんなことは普通あり得ないでしょう。

委員 そこはどちらかに1カ所だよ、常設は。大会なんかのときは仮設でつくると。どちらかにしようということはぜひ言っていて。

澤本委員長 それからよろしいですか、事務局。このトレーニングとレクリエーションルームをなるべく具体的にするのは。

事務局 こちらの方でも本当にそこはまだ読み切れていない部分でございますので、コンサルの方ともよく相談しながら、本当に機械室はこの規模だったらどのぐらいの面積が必要になるのか。あと会議室につきましても、先ほど申し上げましたが、本当に300平米でいいのか。あとシャワー室、トイレ、そういったものにどのぐらいとられるのか。ここは今回、慎重にコンサルの方と相談しながら、よその体育館の平均値等を求めて、大体このぐらいになるであろうと、今までみたいなつかみではなく、もう少し正確性を持ったもので案をお示ししたいと思います。

澤本委員長 委員の皆さん、よろしいですか、これで。

(異議なしの声あり)

澤本委員長 余り話が先へ進んでもあれなんで、このくらいでよろしいですか。

一遍に決めていく問題ではないと思うんですが、何となく見えてきたというような感じなんですけど、とりあえず、即刻、柔道連盟や豊を使っている人たちの会長や役員さんと話をして、向こうの要望もよく聞いてきます。

あと、何か御意見がありますか。なければ、今日も出席人数が少ないというのは、急に日にちを変更したというのが一つあります。それから私、なるべくだったら月曜日と言ったんですが、やはり書類の関係上、木曜日あたりがどうも役所の方はやりいと、月曜日から木曜日まで練っておいたやつを出すということで、できれば6月19日ごろの木曜日に次回はいかがでしょうか。ピッチを上げないと、10月までに答えを出さなくちゃいけないんで、万難を排して来てください。

19日の7時にこの場所で開催することといたします。特に変更のない限り、御出席の皆様には改めて通知をいたしませんので、よろしく願いいたします。きょう、休んでいる方には

事務局より連絡をしていただきたいと思います。

その他、報告事項等は事務局からございますか。

事務局　ありません。

澤本委員長　なければ、以上で本日のスポーツ振興審議会総合体育館整備基本方針・基本計画策定に関する小委員会を終了いたします。どうも御苦労さまでございました。

【午後 8 時 2 3 分閉会】